

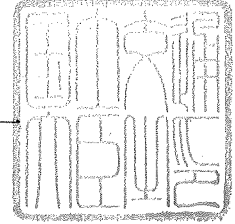
国海員第 290 号
平成 27 年 12 月 16 日

交通政策審議会

会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣

石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 233 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
アイマリン株式会社	大阪府大阪市港区波除三丁目9番14号	1
大西 SHIPPING 株式会社	愛媛県松山市勝山町一丁目13番地4	1
昂海運株式会社	愛媛県今治市波方町波方甲2252番地2	1
富洋海運株式会社	東京都中央区新富一丁目9番1号新富 191ビル4階	1